

令和8年度

入学の手引き



学校法人 相川学園
静清高等学校

お願　い

1. 「手引き」をよく読み、各種提出書類・物品購入代金などを期日までに準備して下さい。
2. 各種書類の記入事項等のご質問は、事務室に問い合わせて下さい。
3. 「手引き」は、在学中も必要となるので、紛失したり汚損したりすることのないよう、大切に保管して下さい。
4. 採寸日、入学準備会や入学式には、「手引き」を必ず持参して下さい。
5. 購入していただく物品の金額については十分注意して記載しておりますが、記載の金額と入学準備会に発表の金額と相異があれば、入学準備会当日の金額にて購入して下さい。

〈入学準備会（3月24日）の損害保険〉

本校では、入学準備会の万一の事故に備え、生徒を対象とした傷害保険に加入しております。

もし、事故が発生した場合には速やかに本校へご連絡下さい。

〈個人情報の取扱いについて〉

本校にご提出いただく各種書類に記載される個人情報については、個人情報保護法に基づき、部外者の目に触れないよう、また外部に漏れないようにその管理には十分注意を払って取扱います。

今後の生徒指導・健康管理のためにも正確にご記入下さい。

●目 次

お願い	表紙見返し	
1 今後の日程	2	
2 入学手続き	3	
3 毎月の学費について	4	
4 制服採寸日について	5	
5 入学準備会	6	
6 学用品等の購入について	8	
A. 教科書・副教材について	工学探究科Ⅱ類のみ	
D. iPad アクセサリについて	E. 体育館シューズ・ビブスについて	F. 通学靴・上靴について
G. 通学用バックパックについて	H. 関数電卓について	工学探究科Ⅱ類のみ
I. 書道用品について	文理探究科のみ	
7 自転車通学等について	12	
自転車通学申し込みについて	12	
8 制服・頭髪	13	
A. 制服	B. 頭髪	
9 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の加入について…(切取り式)	14	
10 誓約書・念書	15	
誓約書(副本)		
誓約書(正本)、念書(正本)…(切取り式)	17, 18	
念書(副本)		
11 通学証明書・在学証明書の発行について	15	
A. 通学証明書	B. 在学証明書	
12 携帯電話所持及び使用について	15	
13 各種承諾書・同意書・誓約書	21	
「個人情報保護法」(個人情報・肖像権)取扱について…(切取り式)	21	
携帯電話(スマートフォン)の利用について…(切取り式)	23	
iPad 使用誓約書…(切取り式)	25	
兄弟・姉妹同時在籍生徒入学金免除願…(切取り式)	27	
14 入学式	29	
入学式に関する日程・持参物		
15 各種規約	30	
A. 学校法人 相川学園 静清高等学校 PTA会則		
B. 学校法人 相川学園 静清高等学校生徒活動後援会会則	C. 相川学園 静清高等学校後援会会則	

1 今後の日程

【単願者】

月　　日	日　　程	時　間	備　考
2月13日（金）～ 2月18日（水）	入学金等納入手続き	12:00～15:00	web専用サイトより
2月21日（土）	制服採寸日	9:00～	

【併願者】

月　　日	日　　程	時　間	備　考
3月13日（金）～ 3月17日（火）	入学金等納入手手続き	12:00～15:00	web専用サイトより

【再募集】

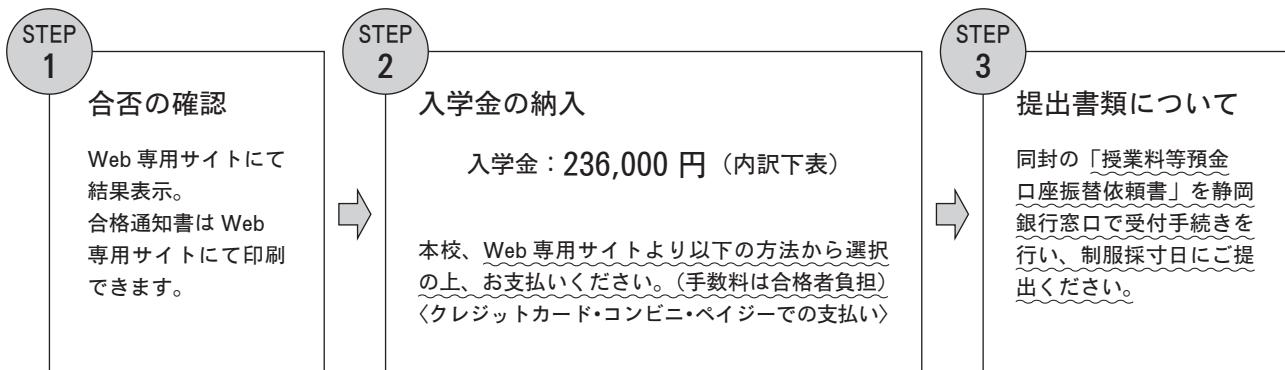
月　　日	日　　程	時　間	備　考
3月18日（水）	入試及び合格発表	—	
3月19日（木）	入学金等納入手手続き	発表後～15:00	

【共　通】

月　　日	日　　程	時　間	備　考
3月24日（火）	入学準備会	受付 8:00～	
4月7日（火）	入学式	受付 12:00～12:30 開式 13:00	

2 入学手続き

- 入学希望者は下記の方法により納入期間内にお支払いください。



静清高等学校 HP 上の Web 出願・説明会予約サイト（本校ホームページからアクセス）より
ログインし手続きを行ってください。

入学金納入期間

単願合格者：令和 8 年 2 月 13 日（金）12:00 ~ 2 月 18 日（水）15:00 まで

併願合格者：令和 8 年 3 月 13 日（金）12:00 ~ 3 月 17 日（火）15:00 まで

- 注意点
- 納入期間に納入のない場合は入学を辞退したものとして取り扱います。
 - 入学金等は、納入後いかなる事由のある場合でも返却いたしません。

入学時納入金内訳

入学金	150,000 円
諸会費	86,000 円
合計	236,000 円



◎諸会費内訳

学校後援会入会金	3,000 円
PTA 入会金	3,000 円
生徒活動後援会入会金	3,000 円
学級費	17,000 円
ロッカーダイ	10,000 円
iPad 頭金	50,000 円
諸会費計	86,000 円

- その他
- 兄弟、姉妹が入学時に本校に同時在籍となる場合は、入学金の免除（入学後、返金しません）を受けることができます。本紙 P27 の「兄妹・姉妹同時在籍生徒入学金免除願」に必要事項を記入し、入学準備会にご提出ください。

3 毎月の学費について

ア. 令和8年度学費の内訳

学 校 会 計		諸 会 費	
授業料	34,000 円	PTA 会費	1,000 円
施設設備費	4,000 円	生徒活動後援会費	3,500 円
		修学旅行等積立金	7,000 円
		学 級 費	2,500 円
		iPad 管理費	5,500 円
計①	38,000 円	計②	19,500 円

学費合計 (①+②) 57,500 円／月

就学支援金制度

下表は就学支援金制度による授業料助成及び本校の学費総額です。

令和8年度は制度内容が大きく拡充され、本校授業料が無償化となった場合は以下のとおりとなります。
参考までにご参照ください。

本校授業料 ①	就学支援金助成額 ②	実質授業料 ③ (①-②)	施設設備費・諸会費 ④	学費総額 ③+④
34,000 円	34,000 円	0 円	23,500 円	23,500 円

就学支援金制度適用後の学費総額 23,500 円

イ. 自動振替日

入学時に設定された静岡銀行の口座から、毎月 10 日（10 日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に自動振替が行われます。なお、再振替はございません。

また、毎年 2 月は、2 月分と 3 月分の 2 か月分を同時に自動振替いたします。

4

制服採寸日について

※採寸、注文のみとなります。

支払いは入学準備会で物品と引き換えとなります。

1. 日 時 単 願 合 格 者 : 令和 8 年 2 月 21 日 (土)

併願合格者および再募集者 : 令和 8 年 3 月 24 日 (火) ※入学準備会と同日

2. 場 所 静清高等学校 本館

3. 持ち物 • 「授業料等預金口座振替依頼書」(4枚一式)

採寸日までに静岡銀行窓口で確認印を受領後、当日受付時にご提出ください。

• 「令和 8 年度連絡票」

• 「注文票」

同封の注文票に必要事項を記入のうえご持参ください。

• 筆記用具、上靴(スリッパ)、靴を入れるビニール袋

• 【入寮生のみ】「預金口座振替依頼書(学生寮)」

4. その他 保護者同伴でご来校ください。

生徒は中学校の制服で来校してください。試着時に必要であればハーフパンツ等をご用意ください。

※スクールバス利用希望の方は申し込み手続きを行いますので必ず手続きを行ってください。

※女子生徒はスクールソックスの見本を展示しますので、各自でご購入ください。なお、入学後は学校購買にて購入することができます。(在庫品限り。価格 330 円/足)

5

入学準備会

3月24日(火)

保護者同伴でご来校ください。

入学に必要な手続き、物品購入を行います。

1. 日 時 3月24日(火)

時 間	内 容	場 所
8:00 ~ 8:20	受付	生徒昇降口
8:30 ~	提出物回収	各教室
9:20 ~ 10:00	諸連絡	体育館
10:10 ~	物品購入	本館2・3階

2. 持参品・提出物

持 参 品	提 出 物	備 考
<input type="checkbox"/> 入学の手引	<input type="checkbox"/> 生徒個票	全員提出
<input type="checkbox"/> スリッパ・上靴	<input type="checkbox"/> 新入生保護者アンケート	
<input type="checkbox"/> ビニール袋(靴・傘入れ用)	<input type="checkbox"/> 入学時健康調査票	
<input type="checkbox"/> 筆記用具	<input type="checkbox"/> 緊急連絡カード	
<input type="checkbox"/> 購入代金	<input type="checkbox"/> 保健調査票	
<input type="checkbox"/> 購入品持ち帰り用袋	<input type="checkbox"/> 心臓病検診問診・結果票	
	<input type="checkbox"/> 小児生活習慣病予防健診・貧血検査調査票	
	<input type="checkbox"/> 自転車通学許可願	希望者のみ提出
	<input type="checkbox"/> 兄妹・姉妹同時籍生徒入学金免除願	該当者のみ提出

※提出物は3月24日に提出できなければ入学式の日に提出してください。

3. 購入品

詳細は8~11ページ

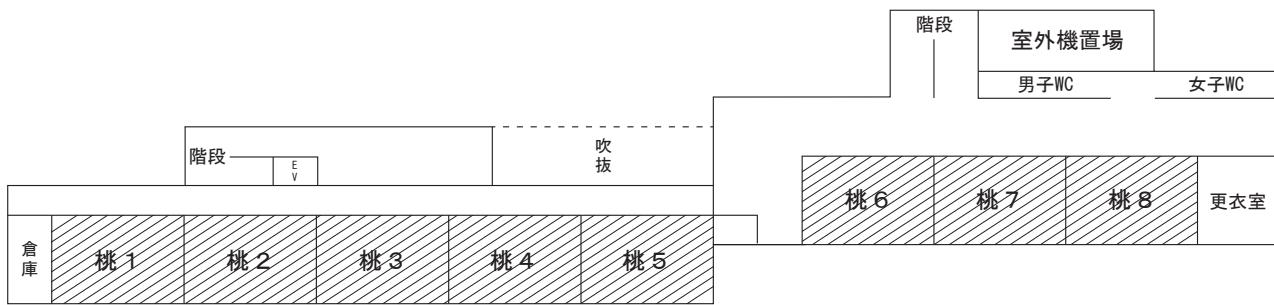
4. 物品購入場所 7ページの図参照

購 入 品	教室表示	
教科書・副教材	黄6・黄7	2階
制服・体操服	黄1・黄2	
実習服(工学探究科Ⅱ類のみ)	黄4・黄5	
iPad アクセサリ(予約案内)	黄3	
体育館シューズ・ビブス	緑7	3階
通学靴・上靴	緑6	
通学用バックパック	緑3	
電卓(工学探究科Ⅱ類のみ)	緑4	
書道用品(文理探究科のみ)	緑5	

【注意点】

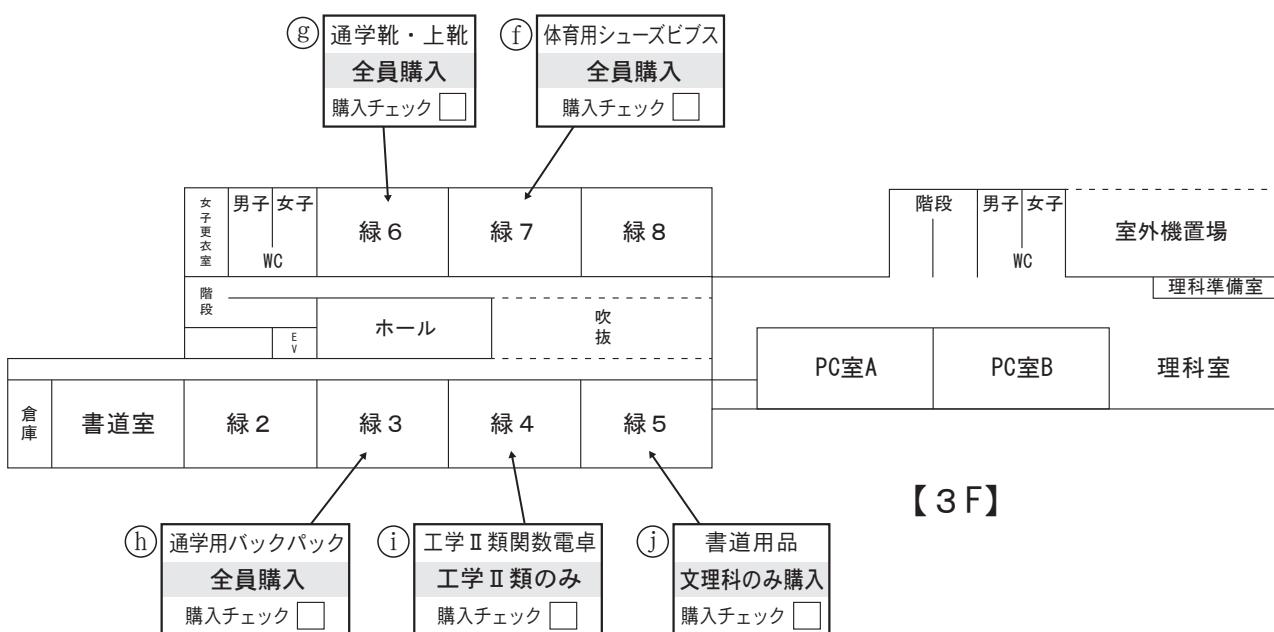
- ・来校後、昇降口前掲示物にて入場教室の確認をしてから受付をしてください。
- ・靴・傘はビニール袋に入れて持ち運んでください。
- ・生徒は中学校の制服で来校してください。
- ・駐車場には限りがあります。

学用品等の購入会場案内図

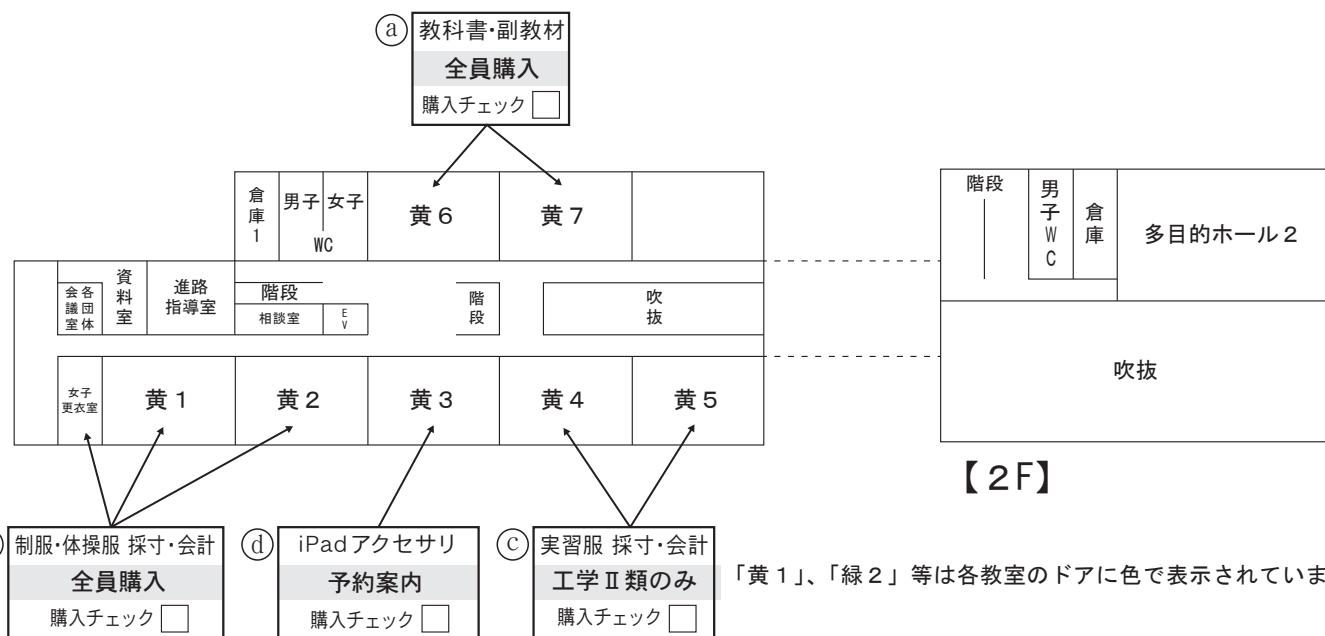


8:30～提出物回収教室

【4F】



【3F】



【2F】

(b) 制服・体操服 採寸・会計
全員購入
購入チェック

(d) iPad アクセサリ
予約案内
購入チェック

(c) 実習服 採寸・会計
工学 II 類のみ
購入チェック

「黄 1」、「緑 2」等は各教室のドアに色で表示されています。

6

学用品等の購入について

入学準備会で下表の本校規定品を、販売指定店が校内で販売します。

1. 全員購入（ただし科による区分あり）してください。他店では販売しておらず、購入はできません。
2. すべて消費税込みの価格です。
3. 合格者の自宅宛に郵便等で宣伝案内は致しておりません。
4. 購入品に万一不足がありましたら、販売指定店のいる間は直接申し出、それ以後は本校事務室に3月中に申し出てください。これ以降は受付けできません。（不良品はこの限りではありません。）

No.	品 名	7ページ 購入場所記号	購入チェック	備 考
1	教科書・副教材	(a)	<input type="checkbox"/>	9ページ参照
2	制服・体操服	(b)	<input type="checkbox"/>	10ページ参照
3	実習服（工学探究科Ⅱ類のみ購入）	(c)	<input type="checkbox"/>	10ページ参照
4	iPad アクセサリ（予約案内）	(d)	<input type="checkbox"/>	
5	体育館シューズ・ビブス	(f)	<input type="checkbox"/>	11ページ参照
6	通学靴・上靴	(g)	<input type="checkbox"/>	
7	通学用バックパック	(h)	<input type="checkbox"/>	
8	関数電卓（工学探究科Ⅱ類のみ購入）	(i)	<input type="checkbox"/>	
9	書道用品（文理探究科のみ購入）	(j)	<input type="checkbox"/>	

A. 教科書・副教材について

令和 8 年度教科書購入予定一覧（新 1 年）

（円）

別紙参照

一覧表にある定価は予価となっております。

正式な価格は後日発表されますので、金額に相違がある場合は 3 月 24 日の入学準備会で新しい一覧表をお渡しします。その表によりご購入ください。

入学準備会当日は右の概算合計額をご用意ください。

販売指定店：焼津谷島屋

B. 制服・体操服について

(1) 品名・金額

別紙「静清高等学校 スクールユニフォーム注文書」をご覧ください。

(2) 購入要領

- ①「静清高等学校スクールユニフォーム注文書」に、受験番号・氏名・電話番号等を記入し、採寸日に持参します。この注文書は制服および体操服共通です。
- ②試着採寸をして、決定サイズを注文書に記入してもらいます。
- ③注文書控えを受け取りましたら終了です。
- ④代金は入学準備会にて、現金またはペイペイ決済でお支払いください。注文書控えと引き替えに品物を受け取ります。
- ⑤注文書の★印（夏スラックス・夏スカート・半袖ポロシャツ・ニットベスト・セーター）は5月下旬にお渡しとなります。

制服、体操着、実習服の引渡について	サイズ等の不具合がありましたら 直接、下記へ連絡してください。
<ul style="list-style-type: none">●引渡し日時 3月24日(火) 10:10～12:00	<ul style="list-style-type: none">●制服・体操服[学生服のやまだ] 054-255-2551
<ul style="list-style-type: none">●場所 静清高等学校 校舎2階 (7ページ⑧⑨)	<ul style="list-style-type: none">●実習服[ワークマンプラス焼津インター店] 054-626-3101

C. 実習服について 工学探究科Ⅱ類のみ

(1) 品名・金額

別紙「実習服注文票」をご覧ください。

(2) 購入要領

- ①注文書に住所・氏名等を予め記入し、採寸日に持参します。試着してサイズを決め、申込用紙に記入し、その控えを受け取ります。
- ②代金は入学準備会で現金にてお支払いください。注文書控えと引き替えに品物を受け取ります。

D. iPad アクセサリについて

iPadの画面破損が非常に多く見られますので、保護フィルムやケースの使用をお勧めします。

タブレット用アクセサリをご案内いたします。

E. 体育館シューズ・ビブスについて

(1) 品名・金額

別紙「体育館シューズ、ビブス注文書」をご覧ください。

(2) 購入要領

- ①注文書に氏名・住所等を予め記入し、採寸日に持参します。試着して、サイズを決め、申込用紙に記入し、その控えを受け取ります。
- ②入学準備会に控えと現金を渡して品物を受け取ります。

F. 通学靴・上靴について

(1) 品名・金額

別紙「通学靴・上靴採寸表（指定品）」をご覧ください。

(2) 購入要領

①採寸表に氏名・住所等を予め記入し、採寸日に持参します。試着して、①～⑥の希望の品及び上靴のサイズを決め、申込用紙に記入し、その控えを受け取ります。

②入学準備会に控えと現金を渡して品物を受け取ります。

G. 通学用バックパックについて

(1) 品名・金額

品名	金額(円)	
通学用バックパック	10,340	全員購入
通学用手提げカバン	6,160	希望者のみ

※価格は昨年のものになります。

(2) 購入要領

入学準備会で現金にて支払いし、品物を受け取ります。

H. 関数電卓について 工学探究科Ⅱ類のみ

(1) 品名・金額

品名	金額(円)
カシオ関数電卓 fx-550AZ	5,100

(2) 購入要領

入学準備会で現金にて支払いし、品物を受け取ります。

I. 書道用品について 文理探究科のみ

No.	品名	金額(円)
1	篆刻用印材 2.0 cm サンドペーパー	550
2	写経用筆・写経用紙 4 枚	1,450
3	書画用うちわ	550
4	書初用紙 20 枚	120
5	厚口半紙 100 枚	500
6	兼毛太筆	1,350
7	細筆	280
合計金額		4,800

※上記 1～7 は授業必需品のため全員購入してください。

※上記 8～13 は必要に応じて購入してください。

※価格は昨年のものになります。

入学準備会当日に注文をお受けし、支払いをしていただきます。品物は入学式翌日以降にお渡しとなります。

No.	品名	金額(円)
8	墨液（中濃）450cc	650
9	硯（セラミック）	550
10	下敷 半紙判	550
11	太目文鎮	1,100
12	筆巻き	550
13	作品保存用ファイル	1,100
合計金額		4,500

7

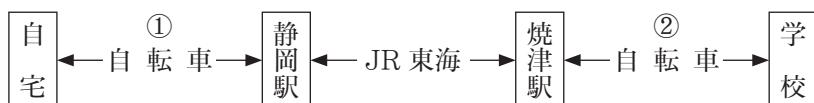
自転車通学等について

自転車通学申込について

1. 自転車通学を希望する者または学生寮にて自転車を使用する者は、別紙の「自転車通学許可願」を提出してください。

 - (1) 自宅から学校まで自転車通学する者・・・保護者署名が必要です。
 - (2) 入寮して自転車を使用する者・・・・・・・証明欄に「学生寮」と記入の上、保護者署名が必要です。
 - (3) 自宅から公共交通機関と自転車で通学する者・・・下記参照

例えば静岡市在住者で、



この様に通学する場合には②の許可は必要ですが、①の許可は必要はありません。②で利用する預かり所の証明と保護者署名が必要です。

2. 「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、入学準備会当日に教室で提出してください。

注1. 鑑札は入学後、自転車を点検した上で、合格した者に渡します。

合格しない場合には、整備等の指示をします。

2. 途中で自転車を替える場合には、新たに許可願を提出し、鑑札を購入することになります。

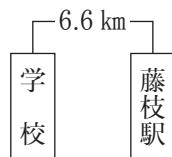
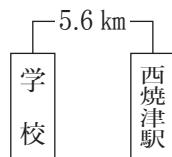
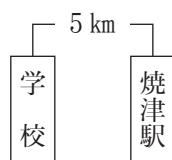
3. 自転車通学希望者は「自転車安全整備店」で点検整備を依頼し、緑色／赤色 TS マーク（青色は不可）を添付しなければなりません。進級時にはまた点検整備の上、TS マークを更新しなければなりません。なお、自転車事故による通院・入院・賠償責任に広く対応できる「自転車通学補償制度」「高校生総合補償制度」（詳細は別添「静清高等学校の皆さまへ 学生・こども総合保険のご案内」をご覧ください。）または、ご家庭にて加入の保険等、何らかの自転車保険に必ず加入してください。

4. 改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務化されています。県内で2017～2021年に発生した自転車乗車中の交通事故では、死亡者の約6割が頭部に致命傷を負い、ヘルメット未着用者は着用者に比べて致死率が約2倍だったとされています。各家庭でご指導のほどお願いします。

5. 下記注意事項を厳守し、交通安全に努めなくてはなりません。

1. 許可にならない自転車
……ミニサイクル・電動自転車・マウンテンバイク・ロードバイク等。
ドロップハンドル、ハンドルの角度を上向きに変えたもの。
異常な形やカマキリ形のハンドル等は禁止。
 2. スタンドは両脚（片足は禁止）スタンドでなければならない。
 3. 二人乗り・二列三列並進等は絶対にしない。
 4. 夕方や夜間、無灯火で乗らない。
 5. 雨天の時はカッパを着用する。傘さし運転は厳禁。
 6. リアキャリアを取り付ける。
 7. 自転車をいつも整備しておく。
 8. 通学用自転車には記名し、鑑札をつける。
 9. 指定通学路を通る。
 10. 学校内では自転車置場の指定された位置に整頓し、施錠しておく。
 11. 登下校においてJR等公共交通機関を使用する場合は、必ず預り所と契約し、駅前等に放置しない。
 12. 交通ルールを守り、事故を起こさぬように注意する。
 13. 運転中は携帯電話・スマートフォンは使用禁止。
 14. イヤホンをしての運転は禁止。
 15. 上記注意事項に違反すれば許可を取り消すこともある。

◎参考



※後日、指定通学路を説明します。入学式翌日から、交通事故に合わぬよう十分注意して自転車で登校してください。

A. 制 服

制服は指定店で購入し、正しく着用すること。許可なく手を加えてはなりません。

着用期間は原則として以下のように定めます。

冬服（10月1日～翌5月31日）

夏服（6月1日～9月30日）

* 気候や体調に応じて個々に対応してください。

* 式典では、季節に応じた正装とします。

* ベルトは黒色のみ着用とします。靴下については、スラックス着用時は白・黒・紺・チャコールグレー色で、くるぶしが隠れるもの、スカート着用時はチャコールグレー色とします。

* その他の細かい注意事項は、入学後に別途指示をしますので、従うようにしてください。

B. 頭 髪

頭髪は常に清潔にし、良識ある髪形としてください。

奇抜な技巧を凝らした髪形は禁止です。トップのみ長い髪形や、サイドとトップの長さが極端に違う髪形は禁止となっています。細かい注意事項は、入学後に配布される生徒手帳内の生徒心得をよく読むようにしてください。

学校指定の購入品は、他の生徒も同じものを購入し使用しますので、入学までに間違いなく記名を済ませてください。またその他学校で使用するものに関しても、紛失等の恐れがありますので、記名をしましょう。上記の注意事項をよく読んでおくようにしてください。

常に質素清潔端正を旨とし、華美にわたらないように心掛けてください。

9

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の加入について

静清高等学校では在学する児童(生徒)の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、学校長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。

令和 7 年 4 月 1 日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円~88 万円 (通学(園)中の災害の場合 2,000 万円~44 万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円(通学(園)中の場合 1,500 万円)
突然死	運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000 万円(通学(園)中の場合 1,500 万円)
	運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500 万円(通学(園)中の場合も同額)

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
(保育所等における保育中を含む。)
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己的故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己的重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金(年額)

保護者等負担額 1,700 円(預り金より支出) 学校負担金 465 円 負担金額は年額です。

(きりとり)

同 意 書

静清高等学校 殿

静清高等学校 年 組 番 生徒氏名

独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記生徒が加入することに同意します。

記入日 令和 年 月 日

保護者又は後見人氏名

*成年に達している場合は、生徒本人が記名してください。

(きりとり)

10 誓約書・念書

16 ページにある誓約事項をよく確認、承知したうえで、17 ページの誓約書を提出して下さい。また、19 ページの念書の内容を確認、承知したうえで、18 ページの念書を提出して下さい。16 ページと 19 ページはそれぞれ控えです。必要事項をもれなく記入し、入学式当日、生徒が教室で提出して下さい。

1. 各人、自署で記入してください。
2. 連帯保証人は、保護者以外で生計を別にしている成人でお願いします。
3. 印（3 カ所）を忘れないようにしてください。
4. 日付は入学式の日としてください。
5. 上の 2 で「保護者以外で生計を別にしている成人」の連帯保証人の方には、万一の場合学校から電話連絡をさせていただくこともあります。
6. 在学中に保護者・連帯保証人が変更になった場合には、学校事務室にお申し出ください。

11 通学証明書・在学証明書の発行について

A. 通学証明書

通学定期券購入希望者は「通学証明書」が必要です。「通学証明書発行願」用紙が 1 階 事務室前にあります。3 月 24 日（火）の入学準備会の日に必要事項を記入し、発行申込をされた方には、4 月 7 日（火）の入学式後、各教室で担任から配布できるよう用意します。この証明書を持って、最寄りの駅で各自購入してください。

B. 在学証明書

保険証・扶養関係等で在学証明書が必要な場合には、3 月 24 日（火）の入学準備会の日に、1 階 事務室前にある「証明書発行願」に必要事項を記入してください。発行申込をされた方には、通学証明書同様に、4 月 7 日（火）の入学式後、各教室で担任から配布できるよう用意します。

※A・B ともに入学式当日の申し込みには即日発行は出来ません。発行は入学式翌日以降となりますのでご注意ください。

12 携帯電話所持及び使用について

本校では、校内における利用について、制限やルールを設けています。

25 ページの「携帯電話（スマートフォン）の利用について」をよく読み、同意書の記入・提出をお願いします。保護者は、青少年のインターネット利用の状況を把握するとともに、利用を適切に管理・活用する能力の習得の促進に努めることとされています。

生徒の将来のため、保護者の役割を確認してください。生徒の成長に合わせて、有効に使用させましょう。また、校内外における管理や取り扱いについては十分に注意をしてください。

誓 約 書

学校法人 相川学園

静清高等学校長

小関直樹 様

私は、学校の諸規則および指示事項を堅く守り、修学に励むことを誓います。

下記諸項目に抵触する場合は、謹慎指導等を受けること、及び学費等の滞納については、除籍させられても異議ありません。

1. 学校の諸規則違反
2. 髮型・制服・制靴の変形や異装
3. 原付を含む運転免許証の取得、無免許運転
4. 喫煙（所持も含む）・飲酒行為及び同席
5. 窃盗・暴力行為・いじめ
6. 欠席・遅刻・早退の顕著、また事由の詐称
7. 学校行事等の軽視
8. 授業に対する意欲不足
9. 教職員の指導に対する態度不遜や暴言
10. 携帯電話・スマートフォン所持及び使用に関する本校の指導規約違反
11. 学費の滞納
12. 寄生の寄費滞納
13. 学校の名誉を失墜させた場合

保護者は生徒の一身上に関係する総ての事項を引受けます。また連帯保証人は保護者と連帯し、万一学費等滞納の場合は支払の責任を負います。下記に生徒・保護者および保証人連署をもって誓約いたします。

令和 年 月 日

生徒住所

氏名

印

保護者住所

氏名

印

続柄（ ） 電話

連帯保証人住所

氏名

印

（保護者以外の生計を別にする成人）

生徒との関係（ ） 職業（ ） 電話

正 本 (提出)

誓 約 書

学校法人 相川学園

静清高等学校長

小関直樹 様

私は、学校の諸規則および指示事項を堅く守り、修学に励むことを誓います。

下記諸項目に抵触する場合は、謹慎指導等を受けること、及び学費等の滞納については、除籍させられても異議ありません。

1. 学校の諸規則違反
2. 髮型・制服・制靴の変形や異装
3. 原付を含む運転免許証の取得、無免許運転
4. 喫煙（所持も含む）・飲酒行為及び同席
5. 窃盗・暴力行為・いじめ
6. 欠席・遅刻・早退の顕著、また事由の詐称
7. 学校行事等の軽視
8. 授業に対する意欲不足
9. 教職員の指導に対する態度不遜や暴言
10. 携帯電話・スマートフォン所持及び使用に関する本校の指導規約違反
11. 学費の滞納
12. 寄生の寄費滞納
13. 学校の名誉を失墜させた場合

保護者は生徒の一身上に關係する総ての事項を引受けます。また連帯保証人は保護者と連帯し、万一学費等滞納の場合は支払の責任を負います。下記に生徒・保護者および保証人連署をもって誓約いたします。

令和 年 月 日

生徒住所

氏名

印

保護者住所

氏名

印

続柄（ ） 電話

— —

連帯保証人住所

氏名

印

(保護者以外の生計を別にする成人)

生徒との関係（ ）

職業（ ）

電話

— —

正 本 (提出)

念 書

学校法人 相川学園
 静清高等学校長
 小関直樹 様

下記の者、貴校教育課程による不慮の災害を負った場合の補償については、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの規定の定めの範囲によるものであることに異存なく、これ以外に学園並びに実習現場に対し、本人はもとより本人以外の何人においても何等異議を申し立てません。

令和 年 月 日

切り取り線

生徒住所 氏名 印

保護者住所 氏名 印

続柄() 電話 — —

連帯保証人住所 氏名 印
 (保護者以外の生計を別にする成人)

生徒との関係() 職業() 電話 — —

念 書

学校法人 相川学園
静清高等学校長
小関直樹 様

下記の者、貴校教育課程による不慮の災害を負った場合の補償については、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの規定の定めの範囲によるものであることに異存なく、これ以外に学園並びに実習現場に対し、本人はもとより本人以外の何人においても何等異議を申し立てません。

令和 年 月 日

生徒住所 _____ 氏名 _____ 印

保護者住所 _____ 氏名 _____ 印

続柄() 電話 _____

連帯保証人住所 _____ 氏名 _____ 印
(保護者以外の生計を別にする成人)

生徒との関係() 職業() 電話 _____

13 各種承諾書・同意書・誓約書

「個人情報保護法」(個人情報・肖像権) 取扱いについて

標記の「個人情報保護法」の施行（平成17年4月）により、学校におきましては、学校教育活動・PTA活動・高体連や高文連の活動・ボランティア活動等、全ての活動に際しまして、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利・利益を保護するため、生徒・保護者に関する個人情報の適正かつ有効で安全な利用目的のみに使用されることと定められております。このことから、生徒・保護者の関わる全ての活動における、「個人情報」「肖像権」の慎重な取り扱いと事前の許諾が義務付けられております。

つきましては、学校教育活動（部活動・ボランティア活動等）、PTA活動等において、これらの情報が皆無ですと活動に支障を生ずる関係上、本校在学中の必要最小限の情報運用の許諾を頂きたくお願い申し上げます。

『個人情報』対象例

- 学級名簿 生徒氏名、出身中学の記載
- PTA役員名簿 生徒、保護者氏名、住所、電話番号、職業（最小限）の記載
- 各種大会プログラム 生徒氏名、学校名、学年、身長、体重の記載
- 大会結果の発表 生徒氏名、学校名、学年、記録（戦績）、会場アナウンス、掲示板記載、新聞テレビ等報道機関での発表等
- 各種試験の結果発表 生徒氏名、試験名、試験の級等の校内発表
- 進路先の発表 生徒氏名、進学・就職先の校内発表
- 誓約書・念書等 生徒、保護者・保証人氏名、住所、電話番号の記載

『肖像権』対象例

各種大会（部活動等）やセレモニー・学校行事等に出場または参加した場合、本校webサイト・許可された組織・報道等によって写真・映像が撮影、公開される可能性があること。

注) 承諾書の日付は入学式の日としてください。

- 21 -

----- 切り取り線 -----

4月7日(火) 提出

「個人情報保護法」(個人情報・肖像権) に関する承諾書

静清高等学校長 様

私（生徒・保護者）は貴校在校中の学校行事・各種活動（部活動・PTA活動・ボランティア活動等）の参加申込書や名簿（学級名簿・PTA役員名簿）あるいは、各種試験の結果発表又は進路先の発表及び誓約書・念書等について個人情報（氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・体重・身長等）の必要最小限の記載を承諾します。また各種大会・活動等において写真・映像が撮影され公開される可能性についても承諾致します。

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 (印)

携帯電話（スマートフォン）の利用について

相川学園静清高等学校 生徒指導課

本校では、生徒が登下校時の緊急事態に対応できるように、携帯電話（スマートフォン）の携行を認めていますが、校内へ持ち込むに当たり、学校生活に支障が出ないように、独自のルールを定めています。

また、近年、LINE・X等のSNS（ソーシャルネットワークサービス）の不適切な使用により、様々なトラブルが発生しているため、ネット等の使用マナーについても厳しく指導を行っています。（外部業者に委託したネットパトロールの実施や、令和3年度からは年間を通してネット対策の講座などを実施しています。）この用紙に記すルールや注意事項をよく読み、正しく使用しましょう。また保護者の皆様におかれましても、ご家庭でのご指導をお願いします。

【目的】

- ・生徒の登下校の際の安全を守り、緊急事態等に対応できること。
- ・生徒1人1人のプライバシーと人権を守り、安心で安全な生活が送れること。
- ・学校の名誉と品位を守り、より良い教育環境を作ること。

【本校の学校生活における使用上のルール】

使用禁止時間…朝礼～終礼。（許可された授業時間を除く。）＊この時間外も原則校内では使用しない。

返却後も保護者への連絡など必要最低限の使用に留め、歩きスマホなどは厳禁とする。

管理について…原則預かり指導。朝礼時に電源を切り担任に提出し、専用ボックスにて管理を行う。

提出しないで隠れて使用するなどが無いようにすること。

*回収前、返却後の管理は個人責任とし、盗難や破損についても学校側は責任を負いません。

携帯電話は非常に高価で、個人情報等も多く入っています。取り扱いについての指導はご家庭でもご協力ください。

— 23 —

----- 切り取り線 -----

4月7日(火) 提出

同 意 書

静清高等学校長 様

私は、上記及び裏面における注意事項を守り、携帯電話（スマートフォン）を校内外において正しく使用します。また違反等をしてしまった際は、学校の指導に従います。

年 組 生徒氏名

家庭においても携帯電話（スマートフォン）使用における指導を行い、生徒が違反等をしてしまった際は、学校の指導に従います。

記入日 年 月 日 保護者氏名

印

【禁止時間での所持や使用等の違反をした場合の指導内容】*回数は年度内における指導の回数とする。

	預かりと返却	指導内容	指導主体
初回	最低3泊の預かり指導。 返却は原則保護者に行う。	訓戒の内容を踏まえた反省文の提出。 *所定用紙。保護者捺印で携帯返却日 までに学年主任へ提出。	学年主任 担任
2回目	最低7泊の預かり指導。 返却は原則保護者に行う。	訓戒の内容を踏まえた反省文の提出。 *所定用紙。保護者捺印で携帯返却日 までに生徒指導課長へ提出。	生徒指導課長 学年主任 担任
3回目	本校指導に従う意思を認めないと判断し、今後の方針（進路変更含）について面談を行う。 (生徒・保護者・担任・学年主任 or 生徒指導課長)		

*生徒指導に関わる案件で携帯電話等の利用がトラブルに大きく関わっている際には、上記より厳しい指導（預かり期間等）を科す場合があります。

*預かり指導の際の利用料金等について、学校では一切責任を負いませんので、ご理解ください。

【インターネットの使用ルール（マナー）について】*ネット上とはSNSも含みます。

- 法律に触れる画像・内容をネット上に掲載しない。
- 他人を誹謗中傷する画像・内容をネット上に掲載しない。
- 卑猥（または性的）・グロテスクな画像・内容をネット上に掲載しない。
- 学校内（敷地内）で写した画像をネット上に掲載しない。
- 自他問わず本校の制服姿で写った画像をネット上に掲載しない。
- 自分及び他人の個人情報をむやみにさらしてはいけない。（個人名・写真・学校名など）

上記に記す違反やその他使用に関するトラブルがあった際には、学校にて調査のうえ指導の対象となります。また自転車運転中に携帯電話を利用することは、自他の命を危険にさらす行為です。絶対に行わないようにしましょう。携帯電話を正しく安全に使うことを意識して過ごしてください。

i Pad 使用誓約書

学校法人 相川学園
 静清高等学校長
 小関直樹 様

下記のルールを守り使用することを誓います。

記

- 1 iPadは保護者から貸与されたものです。ルール・マナーを守り正しく使用すること。
- 2 iPadは学習活動時のみ使用すること。
- 3 授業中のiPadの使用は、担当教員の指示で使用する。勝手に使用しないこと。
- 4 校内での充電は禁止です。必ず家庭で充電してくること。
- 5 学習に不必要的アプリのインストールはしないこと。
- 6 写真や動画の撮影は、教員の許可のもと行うこと。また、個人情報の保護および肖像権侵害をしないため、校内で撮影した写真や動画をSNS等インターネットにアップしないこと。
 ※モラルに著しく反する行為があった場合は生徒指導の処分の対象となる。
- 7 紛失・破損等、トラブルが生じたときは、すみやかに担当教員へ報告すること。
- 8 情報モラルを守って使用すること。(誹謗中傷禁止)
 ※インターネットは世界中とつながっていることを意識し、周囲の人の権利を決して損なうことがないよう注意して使用すること。
- 9 ながらiPadは禁止です。また公共の場では、周囲のことを考え、マナーをわきまえて使用すること。
- 10 上記事項を遵守できなかった場合は、学校の指導に従うこと。
- 11 退学・転学する場合は、残額を支払うこと。

令和 年 月 日

住 所 _____

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

(印)

令和 8 年度
兄弟・姉妹同時在籍生徒入学金免除願

相川学園理事長 様

受験番号	
科・コース	

上記に該当するため、入学金の免除（返金）を希望いたします。

切り取り線

1. 中学校名 _____

2. 対象生徒

(1) フリガナ 新入学生徒 _____

生年月日 平成 年 月 日

(2) フリガナ 在籍生徒 年 組 名前 続柄 _____

住 所 〒 _____

(3) 双生児等の同時入学の場合は以下に記入（3名以上の場合は代表者1名）

フリガナ 同時入学生徒 _____ 受験番号 _____

生年月日 平成 年 月 日

住 所 〒 _____

3. 保護者名 _____ (自署)

※双生児等で3名以上が在籍となる場合も入学者1名分の入学金免除となります。

14 入学式

入学式に関する日程・持参物

1. 入学式を下記の通り挙行致しますので、保護者同伴で登校してください。係員の誘導に従ってください。

日 時 4月7日（火）

受 付 12:00～12:30

開 式 13:00

保護者は式場へ（体育館2階）

（掲示に従って着席）

生徒は集合場へ（体育館1階）

2. 日 程 下記の通り

3. 持参品

入学の手引き（保護者が持っていてください。）

筆記用具

上靴（赤色）・体育館シューズ（緑色）（生徒は入学準備会に購入したもの）・保護者用スリッパ

ビニール袋（傘・靴入れ用）

4. 提出物（教室にて）

提 出 物	関 係 ペ ー ジ	備 考
<input type="checkbox"/> 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について（同意書）	16	
<input type="checkbox"/> 誓約書正本（裏面の）念書正本	18～21	
<input type="checkbox"/> 「個人情報保護法」に関する承諾書	23	入学の手引き内にあり
<input type="checkbox"/> 携帯電話（スマートフォン）の利用について同意書	25	
<input type="checkbox"/> iPad 使用誓約書	27	
<input type="checkbox"/> 引き渡しカード		入学準備会時に配布したもの
<input type="checkbox"/> 住民票（生徒本人分）1通 ◎生徒全員 ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・マイナンバー記載不要		◎外国籍の生徒は ・「国籍・地域」 ・「在留資格」の関係欄 が記載されたものを提出してください
<input type="checkbox"/> 雑巾（3枚）		

〈入学式日程〉

1. 受付		12:00～12:30
2. 人員点呼		12:30
3. 生徒入場		12:40
4. 入学式		13:00～14:10
5. 諸連絡・学年主任の話	（式場） (保護者)	14:20～15:00
6. ホームルーム	（各教室） (生徒)	14:40～15:20
7. 学級担任との懇談 P.T.A評議員選出	（各教室） (保護者)	15:20～16:00

注. 時間が多少変動する場合もあります。

15 各種規約

A. 学校法人 相川学園 静清高等学校 PTA 会則

名称及び事務所

第1条 本会は静清高等学校 PTA と称し、事務所を静清高等学校に置く。

目的

第2条 教育は教師のみのものでなく、社会全体のものであるとの考えに基づいて、学校・家庭・社会とが一体となって生徒の福祉を増進し、教育の振興を図ることを目的とする。

事業

第3条 本会の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 教育に関する理解、及び研究
- (2) 教育に関する世論の喚起及び会員の表彰
- (3) 授業参観、保護者と教師の懇談会
- (4) 教育設備の充実（図書・備品・教具等）
- (5) 生徒の訓育・進学・職業についての助言と指導
- (6) 講演会・芸術鑑賞会等の開催
- (7) 体育祭・遠足・研修旅行の補助
- (8) 育英（助成金の交付等）
- (9) 生徒の保健衛生指導、並びに施設の充実
- (10) 購買の運営
- (11) その他、本会の目的を達成するに適切な事業

組織

第4条 本会は次の会員を以って組織する。

- (1) 普通会員 本校在学中の生徒の保護者、及び本校在職中の教師
- (2) 賛助会員 本会の主旨に賛同し、本会に協力、貢献しようとする者
- (3) 名誉会員 本会に功績があって、役員会において推薦された者

第5条 本会に次の役員及び事務員を置く。

- (1) 会長 1名
本校在学中の生徒の保護者より、総会において互選する。会長は本会を代表し、総会・企画委員会・評議員会の招集、会務全般を総括し、本会運営発展向上の原動力となる。
- (2) 副会長 3名
本校在学中の生徒の保護者より、総会において互選する。会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
- (3) 会計 4名
本校在学中の生徒の保護者より、総会において互選する。本会の庶務会計を扱い、総会において、会計報告・予算案提出を行う。
- (4) 企画委員 若干名
本会事業の企画。評議員会の推薦によりが本会役員の中から委嘱する。
- (5) 評議員 各クラス若干名
各クラスで推薦し、総会において承認する。クラス会を開催し、司会を担当し、その学級の

親睦を図る。

(6) 監事 4名

評議員の中より互選し、前年度の会計監査をし、総会において監査報告をする。

第6条 本会に総会の承認を経て、顧問を置くことができる。

第7条 各役員の任期は一ヵ年とする。第一条役員に欠員が出た場合は、総会を経て、補充することが出来る。補充役員の任期は残任期間とする。

第8条 各役員は兼任・留任を妨げない。

会議

第9条 本会の目的を達成するために次の会議を行う。

(1) 総会

年1回以上開催する。役員改選・会計報告・事業報告・予算案提出・事業計画・会則変更・会員懇談会等を行う。ただし、緊急事態で総会が開催不可能な場合は、本部役員会を臨時に開催し、これに変わるものとする。

(2) 企画委員会

本会事業の企画運営に当り、本会事業の原動力となる。

(3) 評議員会

評議員会は隨時開催し、細則の変更及び総会において決議されたことを執行する。その他緊急事項で総会に付議出来ない場合には本会において議決執行し、次期総会の承諾を得ることができる。

(4) 保護者会

各クラス単位にその学級の保護者とクラス担任とが集まり、生徒の学校における生活状態、家庭における生活状態を忌憚なく話し合い、指導方法を協議研究する。また、授業参観もできることとする。

経費

第10条 本会の経費は、会費・寄附金・事業収入でまかなう。

2. 本会への入会金は3,000円、会費は月額1,000円とする。

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

附則

第12条 本会則実施に当たって必要な細則は、別に定める。

第13条 本会則は昭和36年度より実施する。

⋮

本会則は平成15年度より実施する。

令和3年5月6日より改正 施行する。

B. 学校法人 相川学園 静清高等学校生徒活動後援会会則

名 称

第 1 条 本会は静清高等学校生徒活動後援会とい
う。

第 2 条 本会の事務所は静清高等学校（以下本校
といふ）内に置く。

目 的

第 3 条 本会は本校の生徒活動全般を後援するこ
とを目的とする。

事 業

第 4 条 本会の目的達成のために次の事業を行う。
(1) 生徒会活動・部活動・同好会への援助
(2) 会員相互の親睦を図るための集会開催
(3) 生徒・会員の試合観戦の時の補助
(4) その他本会の目的に副う事業

会 員

第 5 条 本会は本校の生徒活動全般を後援する
PTA 会員及び一般有志を以て会員とする。

第 6 条 本会への加入は入学時に入会金 3,000 円
を納入する。会費は在学中月額 3,500 円
を納入する。

役 員

第 7 条 本会に次の役員を置き、役員の任期は 1
年とする。但し、留任を妨げない。

会 長 1名

会員中より互選により定める。

副会長 2名

会員中より互選により定める。

顧 問 若干名

会長が委嘱する。

幹 事 若干名

会長の推薦により会員中より定める。

会 計 2名

会員中より互選により定める。

監 事 2名

会員中より互選により定める。

会 合

第 8 条 本会の目的を達成するために定時又は臨
時に次の会合を行う。

(1) 定時総会は毎年 5 月に開催する。
(役員改選、会計報告、事業報告、会
則変更)
(2) 役員会は会長が隨時招集する。

経 理

第 9 条 本会の経理は入会金、会費、寄附金及び
その他の収入とする。

第 10 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり
翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

本会の会則は昭和 34 年 4 月 1 日より施行する。

⋮

平成 26 年 5 月 15 日改正、施行する。

平成 28 年 5 月 20 日改正、施行する。

平成 29 年 5 月 19 日改正、施行する。

平成 30 年 9 月 7 日改正、平成 31 年 4 月 1 日
施行する。

⋮

令和 3 年 5 月 14 日改正、施行する。

C. 相川学園 静清高等学校後援会会則

第1章 総 則

第1条 本会は相川学園静清高等学校学校後援会と称す。

第2条 事務所を藤枝市潮87番地、相川学園静清高等学校内に置く。

第3条 本会は静清高等学校の生徒育成並びに教育の振興をはかるための後援活動を行うとともに会員相互の交流と親睦を深める。

第2章 会 員

第4条 次の各項に該当する者を会員とする。

- (1) 相川学園静清高等学校生徒のPTA会員。
- (2) 相川学園静清高等学校卒業生の保護者。
- (3) 相川学園静清高等学校の関係者。
- (4) 本会の目的に賛同し、事業を支援する人又は団体。

第3章 役 員

第5条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名
- (3) 理事 若干名 (会長、副会長を含む)
- (4) 幹事 (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名

第6条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 理事は会員の中より選出する。
- (2) 会長、副会長は理事会の推薦とする。
- (3) 幹事は理事会の推薦とする。
- (4) 会計及び監事は理事会の推薦とする。

第7条 会長は後援会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等が生じたときはその職務を代行する。

第8条 理事は理事会を組織して、この会則に定める事項を決議し執行する。

理事会は理事定数の三分の二以上出席をもって成立する。

第9条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。又役員に欠員のあるときは必要に応じて補充し、任期は残任期間とする。

第10条 本会に顧問をおくことができる。顧問は本会に対する功労者及び学識経験者を理事会の承認を経て会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応ずる。

第4章 会 議

第11条 会議は理事会及び総会とし、総会を定期総会及び臨時総会に分ける。

第5章 事 業

第12条 本会は第3条の目的達成のための事業を行う。

- (1) 運動部及び文化部の発展向上のための後援。
- (2) 学園が行う施設・設備の充実事業への協力。
- (3) 学校における記念行事等への協力。

第6章 会 計

第13条 会の経理は入会金・年会費・終身会費並びに寄付をもってまかぬものとする。但し会費の額は別表1に定める。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日とする。

第7章 付 則

第15条 本会は次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿 (2) 役員名簿 (3) 会計簿
- (4) 記録簿

第16条 以上のほか目的達成するための必要な事項は理事会で検討・決議し、総会で報告する。

第17条 本会則の変更は理事会で検討・決議し、総会で報告する。

第18条 本会則は昭和61年5月28日より実施する。

付 記

1. 現行の生徒活動後援会は年間を通しての日常活動の後援であり、本後援会はそれよりも高い位置におく特別活動である。

2. PTA および生徒活動後援会より選出された役員の任期はその在任期間とする。

付 記

平成21年7月23日、広幡郵便局で郵便振替口座を開設

口座番号 00860-0-158536

加入者名 相川学園 静清高校 学校後援会

付 記

平成22年4月1日、校名変更（静清工業高等学校から静清高等学校）に伴い、本会もそれに合わせ、校名部分から工業の2文字を削除し、「静清高等学校学校後援会」と称する。

付 記

平成25年5月17日会則一部改正・施行。

付 記

平成29年11月25日会則一部改正・施行。

付 記

令和3年4月1日会則一部改正・施行。

別表1

学 年	入会金	年会費	終身会費
1	3,000円	1,000円	—
2	—	1,000円	—
3	—	1,000円	2,000円



令和 8 年度 入学の手引き

令和 8 年 2 月 12 日 発行

学校法人 相川学園
静 清 高 等 学 校
〒 426-0007 静岡県藤枝市潮 87
TEL 054-641-6693
FAX 054-644-8715

—— 校 訓 ——

霸氣・明朗・信念・実行

SEISEI

Est. 1941

科	1 年	組	番
氏名			